

# 個別品目の関税率の見直し (繊維製品の税細分の統合)

令和 3 年 1 1 月 5 日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局

# 基本税率の取扱い

## 基本税率について

- 関税定率法上の基本税率は、中長期的な観点から、内外価格差や真に必要な保護水準等を勘案して設定されているが、物資所管省庁の要望を踏まえ、必要に応じて見直しを行っている。

< 最近の個別品目の関税率の見直し状況 >

令和2年度改正	● CHDM (1,4-シクロヘキサジメタノール)、3,5-DMP (1,1-ジメチル-3,5-ジメチルピペリジニウム=ヒドロキッド)、自動車安全部品用イグナイター、アルキルベンゼン及びリバーレースに係る基本税率の無税化
令和3年度改正	● NDC (2,6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル) 及びMPDA (メタ-フェニレンジアミン) に係る基本税率の無税化

## 令和4年度改正要望

- 次の繊維製品について、税細分の統合の要望が提出されている。

品名		輸入額 (令和2年度)	現行税率 (括弧外：基本税率、 括弧内：WTO協定税率)
女子用のブラウス（綿製） 第6106.10号 1 ブラウス、シャツブラウス、 オープンシャツ、ポロシャツその 他これらに類するシャツ	(1) ししゅうしたもの、レース を使用したもの及び模様編 みの組織を有するもの	約106億円	10.9% (10.9%)
	(2) その他のもの	約242億円	9.1% (9.1%)

(参考) 衣類及び同附属品 (概況品コード807) の輸入額 (令和2年度) は、約2兆7,000億円。

# 繊維製品の税細分の統合

## 現行

- 関税率表第6106.10号の繊維製品（女子用のブラウス（綿製））には、「ししゆうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの」（以下、「ししゆうしたもの等」と言う。）と「その他のもの」の税細分があり、異なる関税率が適用されている。
- 分類の決定には製造工程等に関する資料が必要となり、輸入者にとって貿易手続上の事務負担となっている。

## 国内産業への影響

- 国内産業は輸入品との差別化に努めており、今回の関税引下げ（10.9%→9.1%）による国内産業への影響は限定的。
- なお、令和4年1月1日のRCEP協定の発効により、主要輸入先である中国からの関税率は段階的に引き下げられる予定。今回の引下げ幅は、実質的にRCEPを上回るものではない。

（参考）RCEP協定の発効による中国からの「ししゆうしたもの等」に係る関税率は、

令和4年4月 9.5% → 令和5年4月 8.9%  
（以後段階的に引き下げられ、令和18年4月 無税）

## 見直しの方向性

- 「ししゆうしたもの等」と「その他のもの」の税細分を統合。
- 関税率（基本税率）を統合前の各細分における税率のうち低い水準に統一。

## 統合イメージ

< 現行 >

第6106.10号  
綿製のもの 1

(1) ししゆうしたものの、  
レースを使用したもの  
及び模様編みの組織  
を有するもの  
(基本税率：10.9%、  
協定税率：10.9%)

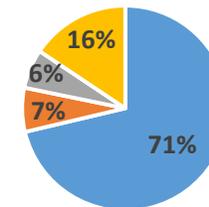
(2) その他のもの  
(基本税率：9.1%、  
協定税率：9.1%)

< 改正後 >

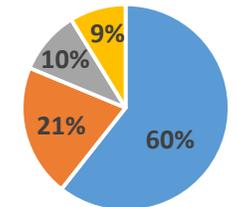
第6106.10号  
綿製のもの 1  
(基本税率：9.1%)

## 主要輸入先（令和2年度）

(1) ししゆうしたもの等



(2) その他のもの



■ 中華人民共和国 ■ ベトナム ■ バングラデシュ ■ その他